

午後 2 時17分

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 欠席委員連絡（金澤委員）
-

午後 2 時17分開議

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
- ・ まず、本日の議題の確認だが、1点、皆様に御相談をさせていただく。保健福祉部から民泊にかかわる旅館業法施行令等の改正に伴う市の対応についての資料が、本日付けで配付されている。いとまがなく、まだ十分にごらんいただけてないとは存じるが、当該案件について本日の議題として取り上げ、概要や考え方について理事者から説明を受けることとするかどうか、各委員の御意見を最初に伺っておきたいが、どうか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ ぜひ、お聞きしたい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいま市戸委員から、ぜひ聞きたいということだが、ほかの委員におかれてはどうか。

○福島 恭二委員

- ・ 理事者はすぐ来れるのか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ はい。

○福島 恭二委員

- ・ じゃあ、やろう。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほか、よろしいか。（「はい」の声あり）
 - ・ じゃあ、説明を受けるということでもよろしいか。（「はい」の声あり）
 - ・ それでは、当該案件につきましては、1の調査事件（1）福祉コミュニティエリア整備事業開発事業者プロポーザルの結果についての次に議題とし、進めたいと思うがよろしいか。（「はい」の声あり）
 - ・ 異議がないので、そのように進めさせていただく。
-

1 調査事件

(1) 福祉コミュニティエリア整備事業開発事業者プロポーザルの結果について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、平成28年3月30日付けで資料が配付されているので、選定委員会における評価のポイントや今後の進め方について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）

- ・ それでは、理事者の入室を求める。

(保健福祉部 入室)

○委員長(池亀 睦子)

- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長(藤田 秀樹)

- ・ 平成28年3月30日付けでお配りをした福祉コミュニティエリア整備事業開発事業者プロポーザルの結果について、この後、担当課長から詳細な説明をさせていただきたいと思う。よろしくをお願いします。

○保健福祉部地域福祉課長(桐澤 睦巳)

- ・ 資料説明：福祉コミュニティエリア整備事業開発事業者プロポーザルの結果について
提案書(概要版)

(平成28年3月30日付 保健福祉部調製)

- ・ 以上が資料の説明だけれども、今後の予定については、この後7月、8月をめどに事業者によって実施設計がなされていく。その過程の中で、この提案書をもとにさらに肉づけした事業計画書というのをつくっていただく。さらにこの事業計画書が市との間で承認されれば、事業協定——この事業協定を結んだ時点で、今、事業予定者と呼んでいるものを事業者として正式決定してまいりたい。さらには、同時期に土地売買仮契約を締結しつつ、9月議会に土地売り払いの提案をさせていただき、議決になると土地売買の本契約、それから代金の支払い、土地の引き渡しという順番になっていて、10月以降、事業者による工事が開始され、時期的には平成29年度の春ころから平成30年度にかけて、段階的に竣工していく予定である。

○委員長(池亀 睦子)

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明を聞いて、各委員から何か御発言あるか。

○松宮 健治委員

- ・ 大体、概要はわかった。それで、一、二質問したいけれども、今、桐澤課長のお話の中で、9月議会で議決を得て、土地の売買、引き渡し、そして10月着工とお聞かせいただいた。そこまでは、市としては明確にかかわっていくけれども、実際、事業が平成29年度、平成30年度に始まったときに、市とのかかわりというか、責任というか、立ち位置というか、そこら辺は市としてはどうかかわっていく形になるのか。

○保健福祉部地域福祉課長(桐澤 睦巳)

- ・ ただいま、最後のほうでスケジュールを説明させていただいた。募集要項にも記載しているが、まず事業計画書を、10年間を事業計画で市との間で協議していくので、10年間は最低見ていきたい。さらに事業協定書については、30年間——これは前にも説明したと思うが、30年間、協定を結びたい。30年間の心は、特養をつくる場合、福祉医療機構から借り入れがある。その期間が30年間なので、30年間はそこで事業が担保されるということで、30年間の事業協定。それから、土地売買契約においては、10年間はその用途に使ってくださいと。駐車場ということで最初に決めたら、10年間は駐車場にしてください、ほかの宅地にはできませんというようなことで、用途を10年間ロックしたいと考えている。そのほか、市としては多世代交流施設の事業展開にあって、整備費として上限5,000万円の補

助を出す。さらには、立ち上がりの5年間は運営が厳しいことが予想されるので、5年間に限って年間500万円の補助を出す予定なので、その間はしっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えている。

○松宮 健治委員

- ・ もう1点だけども、最後の図面にもあったが、K P I って非常に大事だと思って聞いていた。重要業績評価指標だ。この中で、移住者を50人と明確に書いているけれども、これを実現すれば評価は十分できるが、これを大幅に下回るということも——予測はしたくないが、そうなった場合にどのように——市として10年、30年かかわるという視点から意見は言えるわけだが、そういう場合はどうお考えか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ K P I の移住者50人ということは、世帯数にすると、平たく言うと25世帯くらいをイメージしていただければわかりやすいのかなと。それで移住者というのは、東京から来るだけが移住者でなくて、札幌からもいらっしゃる、それから函館市外も移住者だということで、近郊のところも含めて25世帯を予定している。一番、やっぱり期待を持てるのは首都圏なものだから、首都圏にある移住の支援センターだとか、それから十字街のまちづくりセンターだとかと連携をとりながら、事業者が首都圏の事業者と連携して移住を促進していくという考えだから、これを支援してまいりたいと考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ ソフト事業が18もあるということで、それが大変いいと評価されたということだった。それで、一番最初の事業予定者で、社会福祉法人の設立準備委員会が2つある。これまだ社福として認められていない、これから認可されていくと思うが、たしかこの日吉コミュニティエリアの中には、介護保険事業計画で、介護施設のベッド数とかそういうのも、まずは日吉のここを最優先して進めていくというお話だった。この企画提案書で各種介護施設の運営のために社福が新設となっているが、これは2つなければならないとか何かあるのか。必ずその介護施設を運営するためにこの社福の存在が必要だということで、こういう準備委員会が含まれると理解するといいいのか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 概要版の右下に平面図があって、その左上に介護施設ということで①から⑥まで6カ所表記している。このうち①と②については特別養護老人ホームで、①は30人以上の特別養護老人ホーム、②は29人以下の特別養護老人ホームになるが、これの運営は社会福祉法人でなければならないことになっている。応募に当たっては、応募の段階で設立準備委員会が組織されて、協定までに設立が見込まれる団体ということで応募条件を設定している。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言は。

○福島 恭二委員

- ・ 二、三点確認したい。今、エリア内の土地については10年間用途変更はできないと、あと協定書を結んで30年間かかわっていくと聞いたけれども、市がかかわる範囲と理由。もう一つは、協定書で全てこれらが網羅されるのかはわからないけれども、この提案された内容で評価した部分は全て完成するものと理解していいものなのか。完成というのは何%やったら完成と言うのか、ということも確認しておきたい。それからK P Iの関係で、移住が50人と書いているけれども、これだけで埋まるのかと、目標値ってこれだけでいいのかなと思う。この提案書の中ではめどがあるということだろうけれども、それがどのくらい集まれば——例えば、150人なら150人って予定した場合に、8割が集まればいいっていうものなのか。何も集まらなくても、老人ホームだとかそういう施設はすぐできると思う。ところが他のものが、例えばサービス施設も含めて果たしてできるのかどうか。計画書や何かを改めて出してくれば計画は出るんだろうけれども、実現できなかった場合はどうするのかということもあるが、その辺のペナルティと言うのか、あるのかと思う。10年間は確かに用途地域の変更はできないし、他に転売することもできない。けれども、10年過ぎれば転売できるとすれば、この計画は無視して売れるところは売ろうということになってしまわないかと思ったりもするものだから、その辺の考え方だけ確認しておきたいと思う。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ まず1点目だが、市の、10年なり30年なり関与する理由ということだけれども、やはり民間主導で進める事業でも底地は市営住宅だったということもあって、市の進める大事な政策だ。福祉コミュニティエリアという政策であるから、その点は10年なり30年なりはきちんとそういう目的に向かった展開がされることを望むところだ。
- ・ 続いて……。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 移住に関して、どの程度移住してきたら——例えば福島委員がおっしゃったように、8割だったらそれでよしとするのかとか、そういう基準は今、設けてるのかという——まあ、評価だ。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 一応、目標を50人と高く掲げたところだが、私どもとしてもここに何人が適切なのか、最低何人は欲しいということは、実は市としては設定してないので、あくまでも民間企業の努力に期待しているところだ。
- ・ 3つ目に、施設が本当にこの先、建つんだろうかということだけれども、最低、介護施設については平成29年度末までに整備してくださいという条件である。それから、住宅にせよ生活利便施設——いわゆるスーパーにしても、民間事業者さんのスピード感は結構早いものがある。平成28年度の後半、平成29年度の頭には、まず1期の住宅分譲などが展開される予定なので、スーパーも含めて意外と早くできていくんじゃないだろうかと考えている。
- ・ 最後にペナルティーということもあったけれども、今のところ私ども、精力的に提案されてきた民間さんの提案に対して、これをさらによりよい事業にするために最大限支援をしていきたいと。そういう中で、協力してやっていきたいと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ 今、この提案を受けて、それを評価して選定をしたということからいけば、具体的なことはこれから出てくるんだろうけれども、ともあれやっぱり参加した他の企業からすれば、これだけ盛りだくさんのことが提案をされて評価をされたというんで、評価した以上、それは実現してもらわなければ困るわけだ。ところがこの経済状況を含めていくと、なかなか難しいんじゃないかと思う。いいことづくめで評価はされて採択されたのはいいけれども、やっぱりこれは期待どおりきちんと実行してもらわなければ困るわけだ。それだけに、果たしてこれが完成というか、うまくいくんだろうかと不安もあるわけだ。市のかかわりが——これから30年間持っていくような話だけれども、用地の用途変更は10年間はロックするけれども、10年過ぎたら自由にするというか、解除して、それは一般住宅に使おうが何に使おうが自由にすると、こうなってくるから、持ちこたえられる人は10年間何とか老人ホームだけつくって——老人ホームは市の計画にあるわけだから、つくろうとすればつくれるわけだ。建つと思う。入居者がいると思う。周辺のこういったいろんな施設が、果たしてそれに伴って完備するんだろうかと思うと、ちょっと不安なところがあるものだから、ただ黙って10年間じっとこらえて、自由になるまで持ちこたえようかということに進んで行かないんでないかという心配があるものだから、そのときに市としてどうするのか。今からペナルティーをこうするということは言えないだろうけれども、10年間の間にきちんと干渉して、このとおりやらせるということになるだろうけれども、そういう理解でいいのか。それともそういう心配は全くないと思われるのか。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 確かに、現段階でどこまで確約できるのかということは非常に難しいと思う。ただ、少なくとも提案者がこの建物を——個々の建物だけではなくてエリア全体をやはり、当市における地域包括ケアシステムのモデル、そういった形で、いわば理想的な姿を提案していただいたということには、我々は非常に高い期待を持っているし、それが実現されるように、これから事業計画であるとか実施設計であるとか、そういったものが入ってくるし、そういったものもその後、協議、検討する中で実現可能性——実現を確保するような形で事業予定者とも、今後、話を進めてまいりたいと考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 福島委員から、ペナルティーは本当に考えなくていいのかと。それに対してはどうか。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 確かに、ペナルティーについては現時点で考えるのは非常に難しいと考えていて、ただ、これは10年後もしくはそれ以上たったときに、こういった形でやればいいのかというのは、その段階で検討もしなきゃいけないことも出てくるのかもしれない。現時点では、なかなかそこまでは明確にお答えできないというのが現状だ。

○福島 恭二委員

- ・ 提案書からすると、例えば宅地の84区画250人という人数まで出てるんで、こういうのは選定の段階で根拠なんかを聞いているのか。根拠があってこの数字を出してきているのかと思うものだから、ただ漠然とした、この程度だということなのか、そういうめどがあつてのことなのか、ちょっとその辺だけもう1回。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 250人割る84区画ということで計算すると2.97人となるから、約3人くらいのイメージで想定しているものと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ 要は、250人ということの根拠は、そういうことに基づくかわからないけれども、来るといって当があって想定したんだろうかなと。選定の段階でそういうことまで尋ねて、そうかと納得されているのかどうかということをやっと聞きたかった。数字は皆さんこうだって書く、確かに。いいことづくめで、採択されるために書くけれども、裏付けがなければただ絵に描いた餅になっちゃうから、そういうこともきちんと確かめての選定なのかと思ったものだから、ちょっと聞きたかった。
- ・ いずれにしても非常によくできてるし、皆さんも選定したいと思うくらいの内容だからいいけれども、このとおりに行けばいいと思うけれども、なかなか難しいんじゃないかと思うだけに、これからかかわっていくときにやっぱり慎重にしていかなければ、土地だって9万円で売らるだろう、坪にすれば。あの周辺は大体今でも十二、三万円する。だから、非常に安く買える。そういう点からすると、市民の財産である土地を提供して、この安い値段で提供して売買すると、こうなっていくんだから、少しは安く、相場よりは提供できるけれども、それだけにきちんと完成してほしいと。そして、想定したとおりのにぎわいを持ったエリアにして、そして地域包括ケアシステムの場合として完成してほしいと思うものだから、これからの市のかかわりというのが、重要な責任が出てくると思うので、我々の心配のないよう、完成させるようにひとつ、監視方よろしく、要望しておきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに。

○能登谷 公委員

- ・ 二、三聞きたいけれども、この福祉施設も10年間のロックなのか、30年のロックなのか。どちらなのか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 用途的に言うと、10年間はその用途に使ってくださいということで指定はするけれども、福祉施設の場合は、特養の場合は30年間の借金をするので、30年間は建ってるだろうと。それから特養以外の施設についても、銀行借入れの関係で、多分、普通の福祉施設は20年の銀行ローンとかを組むので、20年間は担保されるんじゃないかと考えている。

○能登谷 公委員

- ・ なぜそれを聞くかということ、人材がない。いわゆる人材がなくて、とにかくこれ今、あけてもいいけれども、人は入るけれども、それを見る人がいないという状態が市内あちこちで起きている、実際に。今、これだけの6つの施設が入って——223人だ、全部施設に入れば。じゃあ、223人に対してどれだけの人材を確保しなきゃなんないかということを考えれば、今、この函館の中で大変難しいのがその人材確保の部分なんだけれども、この辺の確保のめどというのはもうつけた中での——さっき福島委員が言ってたけれども、絵に描いた餅でないけれども、理想は素晴らしいけれども、実際につくりました、オープンできませんということになりかねないのであれば大変だと思うが、その辺は

どう考えているか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

・ 確かに223床整備すると、介護職員は大体7割から8割必要だということで、人数にすると170人あたりが必要になってくる。そもそも第6期介護保険事業計画においては、332人の待機者がいるということで、348床を整備しましょうということで計画を策定している。これは平成29年度までの3カ年計画だけれども、日吉でなくても待機者は全市に332人いる。それで施設をつくりましょうということにしているので、日吉に今回集中してつくるということで、一気に職員も必要になってくるということに関しては、段階的にちっちゃいサイズのものからつくっていくとか、そこが考えられるし、特に今回の提案では、先ほども申したけれども、特養に院内保育みたいのをつかって、例えば若いお母さん方で、働きたいけれども子供がいる、そういう方々で働けない人を取り込んでいくという積極的な提案もあった。さらには、院内保育のほかに集合住宅のほうに託児所を設けるとか、ということもあって、そういう今、潜在的に働きたくても働けない人を取り込んでいくという姿勢、それから東京方面にも人材確保を求めていくという姿勢も中にはあるようだから、そういうことで223床の施設整備には対応してまいりたいということだった。

○能登谷 公委員

- ・ それが本当に絵に描いた餅でなくて、本当にこのとおりやればすばらしいことだと思うし、またやってもらわなきゃならないことだと思うけれども、今の現実を考えたり、それから全国的な人材不足、介護士不足という部分を考えれば、本当にこれは絵に描いた餅にならないかというのがすごい懸念される。
- ・ それともう一つ、管外に、いわゆる市外の人にということで、市内の人には売らないと言うけれども、先ほどの計算でいくと坪9万円となるとすごい安い。相場から言うとすごい安い相場になるけれども、市内の人で欲しいという人が恐らく出てくると思う。そういう部分というのは、市内の人というのは絶対にだめだということ——じゃないんだろう。（「はい」の声あり）市内でもいいんだろう。それでなきゃこれ、埋まっていかないと思う、市外の人だけってなれば。そういう部分の中では、やっぱり市内の人でも家を建てたいという人はやっぱり、この辺の部分、特に外環状のちょうどおいてくるところだし、地理的にも大変いいところだから、絵に描いた餅だけにはしたくないと私は思っている。そういう部分の中で、人材だけは、何とか市もこの計画が実現するような形の中で、やっぱりいろいろと頭をひねって、この善知寿会に働きかけることが必要じゃないかと思うので、よろしくお願ひする。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほかに。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 能登谷委員と関連してだけれども、やはり私も人材不足を非常に懸念している。介護職員だけでなく看護師、それから院内保育所をつくるということだが、保育士——この前段の請願の議論でもあったけれども、保育士も今、函館にとどまらないということもあって、私は本当に今後、看護師、介護士、保育士、この3つの業務については函館市もきちんと政策を持って、養成するだけじゃなく

て養成した後の就職先がどうなってるのかということをちゃんと見極めないと、私はこれ成功しないと思う。で、雇用の確保ができるから、やはり全部施設ができて、雇用も生まれて、そこで働く人もどンドンふえて、高齢者も特養には入れて、安心して生活ができるという、本当に理想だ。だからそういう意味では、先ほどから言ってる人材不足の政策をどのように——ここの団体もそうだけれども、市もどう考えているのか、そこがなしにこれは成功しないと思っているけれども、いかがか。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 確かに、介護人材の確保であるとか関係する職種の方々の確保というのは、議会でもこれまでも御質問いただいているし、そういうことについては、まずは介護人材については当面は国のほうでも強力に施策を展開するところなので、そういったものも含めて、我々としてもやれることはやっていきたいと考えている。それと、看護師とか医療系の人材、これについても現在所管する部局でそういったことも検討してるところで、そういったところとも我々一緒に、これからどういった形で、ただいま市戸委員、能登谷委員が御指摘をされてるような人材を確保していくのかということも検討してまいりたいと思っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ この事業は平成29年春からということだ。徐々に平成30年にかけてということで、あと一、二年もない。養成してからという、養成は1年で済まないから、最低2年から3年必要になるので、ここは本当に函館市全体で早急に対策をとらないといけないと申し上げておく。
- ・ それと、雇用がふえるということでは、非常に私はそうなってほしいと思うけれども、例えば今のこの提案されている段階で、雇用する労働者のいろんな労働条件だとか、そこまではまだはっきりと示されてはいないのか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 介護施設の雇用関係については、整備運営する介護施設の提案書の中で、それぞれ提案がされてるところだ。そのほか、医療だとか生活利便施設——いわゆるスーパーだとか、多世代交流施設だとか、その辺のいろんな、介護施設以外の雇用については、まだ具体がない状態だ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 個人質問でも行ったけれども、函館市の非正規雇用が44%だったか、ちょっと細かい数字は忘れたけれども、40%以上になっているというあたりでは、雇用がふえるからイコール非正規でもいいということではないと私は思っていて、そこら辺もきちんと提案者と話し合いをしてほしいと思う。
- ・ それと、先ほど松宮委員のほうから質問があった行政のかかわり。行政のかかわりとして、私が答弁を聞いただけだと、補助金だけのかかわりみたいにしかな聞こえないけれども、行政として例えば包括支援のいろんな仕組みだとか、包括ケアシステムを構築させていくための——前からこの民生常任委員会でも議論しているけれども、行政としてどういうふうに医療、介護、福祉にかかわっていくのかということが大きな課題だと言った。事業者が決まってからという答弁だったけれども、いよいよ事業者が決まった。そういった意味で、行政としてどういうふうに、運営も含めてかかわっていくのか、お聞きしたいと思う。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ まだ、提案された事業者と合同で全体会議を開いてるわけではないけれども、これから近々そういうことをやっていきつつ、例えばコミュニティ運営を組織するに当たって、市のほうに民間事業者さんから、ぜひ大きく参画してほしいというようなリクエストがあれば、私どもも積極的にそれに取り組んでまいりたいと考えているところだし、なくても民間主導でやってもらいたいという気持ちもある。その辺のところは今後、事業者と話をして、どういふかわりが適切なのかということを検討してまいりたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 医療と介護と福祉と連携しながらやらないと、そういった意味で行政も入ってケアシステムを構築しないと本当に大変だと思うので、そこはきちんと丁寧に、連携の方法も含めて検討してほしいと要望申し上げて終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○工藤 篤委員

- ・ 重複するかもしれないが、工程表とかっていうのは、具体的なものは出てるのか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 出ている。これは概要版ということで、2枚もので今回出しているが、25ページにわたる本書があって、その最後のほうに整備スケジュールという形で、平成30年度までに完了させるという内容になっている。

○工藤 篤委員

- ・ それは、私どもは手に入れることはできるか。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 一応、これからそういう工程表のでこぼこを直していこうかと。事業計画書を作成するまでにでこぼこを直していこうと考えていて、提案の段階では概要版は公開するというので募集要項に示していたので、今回はこれということで、今の段階で整備スケジュールをオープンしようということにはしてないところだ。

○工藤 篤委員

- ・ ただ、それがわからなければ、全体の絵が描けない——私どもも理解しがたいんじゃないかと思うので、その辺の御配慮をお願いしたいと思う。
- ・ それと、戻るけれども、プロポーザルのときに資格要件を欠くとあった。どのような資格要件を欠いたのか教えてほしい。

○保健福祉部地域福祉課長（桐澤 睦巳）

- ・ 本プロポーザルにおいては、整備に当たっては「事業用地を一括で購入し、基本構想を実現できる者」、「代表法人与構成員からなる複数法人グループであること」など、さまざま示しているけれども、その欠くというところは介護施設だけをやりたいという御提案だったので、土地を一括で購入するという御提案がなかったということで、要件から外れている。

○工藤 篤委員

- ・ 先ほどの説明の中で、フットボールパークで大きな大会等があったときに、駐車場が狭いので云々というお話があった。これの配置図でいくと右の下。何台くらい入るか。（「200台くらい」の声あり）わかった。実際に大きな大会をやると、市内から来る人だけで満杯になって足りないくらいなんで、市内の人間はちょっと違うところを、今の施設のあるところを借りてやってるものだから、完成する前にも一定の御配慮を願えればありがたいと思う。舗装しろとかじゃなくて、用地だけでも。土地を売ってしまうと市のものでなくなるから、そういう御配慮をいただければありがたいと思うので、要望しておきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 議題終結宣告
- ・ ここで、次の議題に入る前に、理事者の交代があったらお願いします。

（理事者 交代）

民泊にかかわる旅館業法施行令等の改正に伴う市の対応について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 本日付けでお配りをさせていただいた、民泊サービスのあり方に関する検討会での検討、これを踏まえた旅館業法施行令等の改正に伴う市の対応について、担当課長より説明をさせていただく。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 初めに、民泊を取り巻く状況について御説明する。近年、インターネットを通じて、自宅の一部やマンションの空き室などを活用し宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊サービスが急速に普及してきている。こうした民泊サービスを反復、継続して、有償で行う場合、旅館業法の許可が必要だが、許可を得ず実施される民泊サービスが広がっているため、一定のルール整備を行うため、国において民泊サービスのあり方に関する検討会を組織し、検討を行ってきた。このたび、この検討結果を踏まえ、旅館業法施行令等の改正があったので、これに伴う市の対応について御説明する。
- ・ 資料説明：「民泊サービスのあり方に関する検討会」での検討（中間整理）を踏まえた旅館業法施行令等の改正に伴う市の対応について （平成28年4月5日付 保健福祉部調製）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 今までの宿泊施設では足りなくて——東京とか都会のほうでは——それで、こういう民泊をとという流れだと思う。その法律の改正で函館市も対応していきたいということだけれども、現在の函館市自

体の宿泊の数だが、把握をしている数と、観光客の受け入れということで商工会議所が実際に調べた数で相違があったということも過去にあった。そういう状況で、今現在はきちんとそのあたりが把握をされているのかどうか。どのくらいの数があるのかをまずお聞きしたいと思う。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 平成26年度だけれども、平成27年3月31日現在でホテルは施設数が67、旅館が施設数が72、簡易宿所が29、定員についてはそれぞれ9,556人、旅館が9,857人、簡易宿所が608人で、定員が20,021名ということで、こちらのほうで押さえている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 今現在は函館、20,021名というお話だ。常に一年中を通してではないけれども、これまでも例えばGLAYとか大きなイベントがある場合は、市内だけではもうあふれてしまって、近郊あるいは札幌からバスで来るとか、そういうふうにしてる方もいらっしやった。さらに今、新幹線が通ったということでは函館も都会と同様に、宿泊の客数にはこれからますます対応していくという意味で、やはり函館市としてもこの民泊の改正に伴って積極的に広報とかも進めていこうと考えておられるのか、そのあたりはどのように考えているのか、お聞きしたいと思う。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ GLAYなど大型のイベントに関しては、今回の民泊に関して小規模の規制緩和なので、GLAY自体は大規模イベントということで反復営業には当たらないという国の通知が出ているので、いわゆる旅館業法における業には当たらないということになっている。
- ・ そして今後、民泊について、市の対応ということだけれども、保健所としては実際に営業申請があった段階で、その営業が衛生的、そしてまた特に問題がないということだったら許可という形になるので、あくまでも推進という形ではなくて、規制の中で対応してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ GLAYとかああいう大きなものは、反復営業には当たらないということだった。それは置いたとしても、これからどんどん外国の方、そして新幹線でも観光客の人たちがふえていくのは間違いないと思う。今、課長は、来たものは認可をするというお話だけれども、私としてはできるだけ、そういう民泊で小規模のこういうことができるというPRというか、広報くらいはしてもいいのではないかなと思うので、ぜひ。市長も交流人口をふやすとおっしゃっている。それはやっぱり函館にぜひ宿泊をしていただく、日帰りではなくて函館に泊まっていただくということも大変重要だと思うので、小規模でもぜひこれは積極的に広報するなり、いろんなことで進めていただきたいということを、私は要望して終わる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 大体今、斉藤委員からの質問でわかったけれども、一つ心配しているのは函館市内の旅館業、もしくはホテルの経営の方、組合の方、そういう人たちとの話し合いというのはこういうときにはされない——後から苦情や何かが来ないのかとちょっとだけ心配しているけれども、そこら辺はどうか。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 今回の規制内容については、先ほども申し上げたとおり比較的少人数、すなわち収容定員が10名未

満の民泊サービスについての国の規制緩和なので、その中で客室の面積要件だとか、あとは玄関帳場、フロントの設置だとか、許可を取得しやすいように政令の改正が行われたところだ。ただ、現時点で、そういった形での相談件数——保健所に寄せられているのは、現時点では1件だけである。そしてまた現在、国においても最終的に検討をこし秋くらいまでということとされているので、今回の規制緩和の内容だけではまだ国も検討中ということなので、影響は少ないのではないかと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 宿泊者の数が10人未満ということなので、ほかの営業している旅館やホテルの人たちにはさほど影響はないと捉えていいか。「はい」の声あり) わかった。

○委員長(池亀 睦子)

- ・ ほかに、御発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ 今のやりとりを聞いてちょっと心配なことは、あくまでもインバウンドを含めて宿泊客が多いということから規制緩和をしようということだと思う。それがいつまでも続けばいいけれども、地域地域によって違うと思う。大都会や、私どもとしてはこの地区は新幹線が開業したので、もっとこれからふえるだろうと、観光客についても550万人になろうとしているから、その目標に向かって進んでいくことは間違いないけれども、その過程の中では、宿泊客も多くなるだろうという想定はできるけれども、しかしこれがいつまで続くのかと。主観的なことで申しわけないけれども、少なくなったときに既存のホテル業や旅館業に大きな影響を与えるんでないだろうか、少人数だとはいえ。選択はそれぞれの自由だからやるのはいいんだろうけれども、十分、従来の施設で充足できるという状況になっても、これ続くわけだろう。限定的な規制緩和ではないわけだ。だからその辺は、さまざまな皆さんの質問の中からも出てるように心配はないわけでない。隆盛のときはいいけれども、下火になったときにどうするんだと。一概に国でやってるから各都市とも同じ状態でやるというのはどうなのかということ、その辺の心配というのは全くないとお思いなのか。どうなのか、進めるほうとしては。

○保健福祉部生活衛生課長(佐藤 直孝)

- ・ 今回、旅館業法の施行令が改正になった。そして、それに伴って基準のほうも改正になったが、その基準については、都道府県、それと政令市、中核市で独自に構造基準を設けることになっている。北海道では、北海道と旭川市、札幌市、函館市がそれぞれ独自の基準を設けている。その中で、今回の改正に伴って、国の政令等をもとにそれぞれ条例を改正するという動きになっているけれども、今、福島委員から、実際に人が入って来なくなったときに既存のホテルに与える影響というものも考慮すべきではないかというお話があったが、現段階では、国のほうもこし秋までに検討するということであるし、私どもも北海道と札幌、そして旭川と歩調を整えながら、今後の条例について検討してまいりたいと考えているので、御理解をお願いしたいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 終わる。

○委員長(池亀 睦子)

- ・ そのほか。

○工藤 篤委員

- ・ 初歩的なことだけれども、この宿泊施設というのは食事の提供もあるのか。

○保健福祉部生活衛生課長（佐藤 直孝）

- ・ 簡易宿所での食事の提供については、その簡易宿所独自で決めているところだ。

○工藤 篤委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ ここで、理事者は退室願う。

（保健福祉部 退室）

- ・ 議題終結宣告
-

2 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午後 3 時34分散会